

電気通信番号計画の一部変更等について

**総務省総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 番号企画室**

- 令和7年1月末までに公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行が完了予定であること、今後音声伝送携帯電話番号（070/080/ 090番号）の枯渇が懸念されること等、電気通信番号を取り巻く状況の変化に対応するため、**電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の変更等について諮問する**もの。

<主な内容>

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

- ・ 令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、電気通信番号を使用する電気通信事業者が行うべき網間信号接続の方法について、規定の見直しを行う。

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

- ・ 令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、固定電話番号等における番号ポータビリティの義務付け及びその例外について、規定の見直しを行う。
- ・ その他、0120/0800番号（着信課金機能）に番号ポータビリティが義務づけられることに伴い、標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）の規定の見直しを併せて行う。

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

- ・ 既存の音声伝送携帯電話番号（070/080/090番号）の指定状況を踏まえ、新たに060から始まる11桁の番号を音声伝送携帯電話番号として開放するため、規定の見直しを行う。
- ・ その他、音声伝送携帯電話番号として060番号が追加されることに伴い、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）等の規定の見直しを併せて行う。

<施行期日>

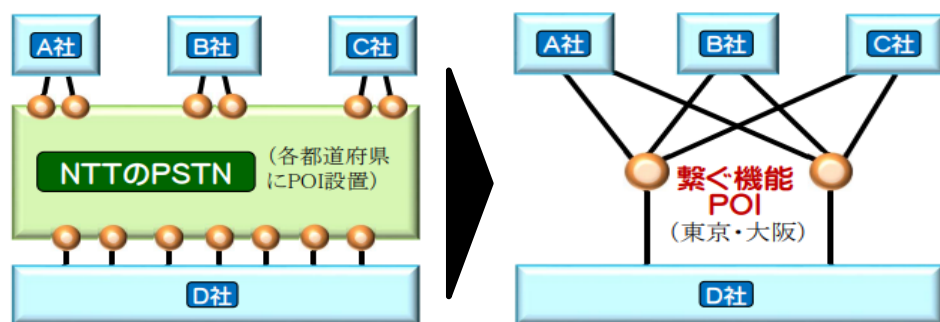
- ・ 1.及び2.については令和7年2月1日に施行する。
- ・ 3.については公布の日施行する。

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

- 現在、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号等の電気通信番号について、自ら指定を受けて電気通信番号を使用する場合には、電気通信番号の使用の条件として、事業者間の網間信号接続を行うことが規定されている。
- 今般、令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、網間信号接続の方法について、**各事業者がインターネットプロトコルを使用して直接接続を行う方法を原則とする**よう、規定の見直しを行う。
- なお、直接接続の方式については、番号ポータビリティの実施が求められる**固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、付加的役務電話番号（0120/0800番号に限る。）**については、ENUM方式に限ることとする。

■ IP網への移行に伴う接続方式の変更

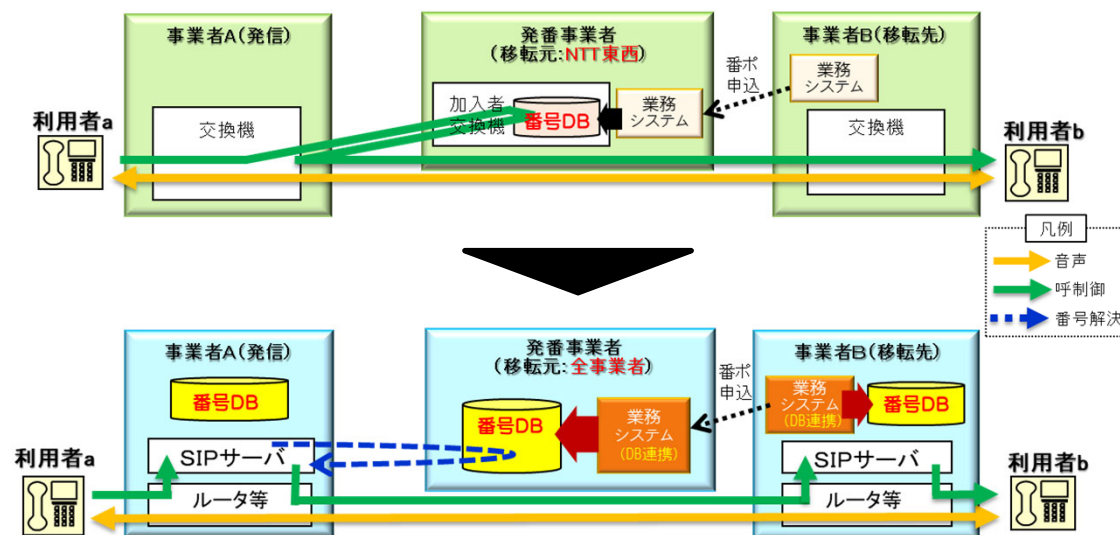
PSTNのIP網への移行に伴い、事業者間の接続は、NTT東日本・西日本の交換機を介した接続から個社間の直接接続が原則となる。



<出典> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第37回）
資料37-2から作成

■ ENUM方式

PSTNのIP網への移行後は、双方向の番号ポータビリティに対応するため、各事業者が保有する番号データベースに対して電話番号の移転先を問い合わせる方式（ENUM方式）が採用される。



<出典> 情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申参考資料から作成

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

(参考) 過去の情報通信審議会における答申

■ 情報通信審議会「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」一次答申（令和6年9月）

第2章 事業者間における網間信号接続の在り方について

2. 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法

- ・ IP網移行後の網間信号接続の方法については、ENUM方式を前提とし、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法と定める見直しを行うことが適当である。
- ・ 「網間信号接続対象事業者」には、NTT東西が含まれることから、全ての網間信号接続対象事業者と接続する場合には第一種指定電気通信設備との接続が必ず入ってくる。また、ユニバーサルサービス制度との関係も踏まえれば、第一種指定電気通信設備との接続については明示することが適当である。
- ・ これらを踏まえ、例えば、「第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法」等が考えられるが、具体的な規定ぶりについては、総務省において検討していくことが適当である。

3. 付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法（ENUM方式に限る必要性及び番号ポータビリティの必要性）

<網間信号接続の方法>

- ・ 現行の条件では、直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うことと定められている一方で、IP網への移行後は、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法と同様に、必ずしも第一種指定電気通信設備を介して事業者と接続しないことから、同様の見直しを行うことが適当である。
- ・ 具体的には、接続対象事業者と直接接続する方法を前提としつつ、現行の定めにおいても第一種指定電気通信設備との接続を義務づけている点に鑑み、これを明示した形で規定することが適当である。

<付加的役務電話番号>

- ・ 付加的役務電話番号については、原則として、番号ポータビリティの実施を規定し、接続方法をENUM方式に限るとしたうえで、その対象を着信課金機能（0120/0800）とし、他の機能については対象とならないよう、例外規定を設けることが適当である。

<特定IP電話番号>

- ・ 特定IP電話番号については、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当である。

<無線呼出番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号>

- ・ 当該番号については、番号ポータビリティの義務づけは行わないのが適当である。

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

- 具体的には、下表のとおり、番号種別に応じて規定の見直しを行う。
- 固定電話番号と音声伝送携帯電話番号については、従前どおり、**第一種指定電気通信設備を含む全ての網間信号接続対象事業者（固定電話番号または音声伝送携帯電話番号の指定事業者）の電気通信設備との接続を義務づける**こととし、その接続方式はENUM方式に限ることとする。
- 付加的役務電話番号については、従前どおり、第一種指定電気通信設備との接続のみを義務づけることとし、**0120/0800番号（着信課金機能）については、接続方法をENUM方式に限る**こととする。
- その他の電気通信番号については、従前どおり、第一種指定電気通信設備との接続のみを義務づけることとする。
- なお、施行期日については、令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、令和7年2月1日を予定している。

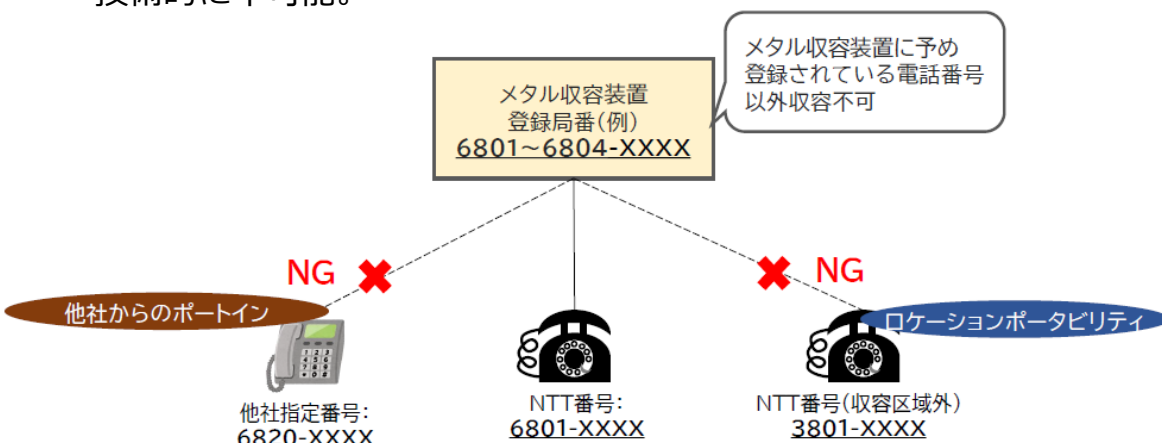
番号種別	変更前の網間信号接続に係る規定内容	変更後の網間信号接続に係る規定内容
固定電話番号 音声伝送携帯電話番号	・ (1)・(2)のいずれかの方法により網間信号接続を行うこと。※(1)については令和7年1月末日まで。 (1) 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 (2) 全ての網間信号接続対象事業者（固定電話番号または音声伝送携帯電話番号の指定事業者）とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）	・ インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。 ・ 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。
付加的役務電話番号	・ 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。	・ インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（0120/0800番号（着信課金機能）についてはENUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。 ・ 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。
無線呼出番号 特定IP電話番号 FMC電話番号 等		・ インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。 ・ 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

- 現在、固定電話番号については、電気通信番号の使用条件として、PSTNのIP網への移行が完了する令和7年1月末までに、固定電話番号を使用する電気通信事業者の相互間で番号ポータビリティを実現することとしている。他方で、過去の情報通信審議会答申で、番号ポータビリティが技術的に不可能な場合や番号ポータビリティを行う必要がない場合が存在することが認められた。
- これを踏まえ、**番号ポータビリティの実施を原則としつつも、総務大臣が個別に例外を認めることができる**よう、規定の見直しを行う。
- また、同答申を踏まえ、付加的役務電話番号（0120/0800番号に限る。）についても、当該電気通信番号を使用する電気通信事業者の相互間での番号ポータビリティを義務付けるよう、規定の見直しを行う。

■ 番号ポータビリティが技術的に不可能な場合の例

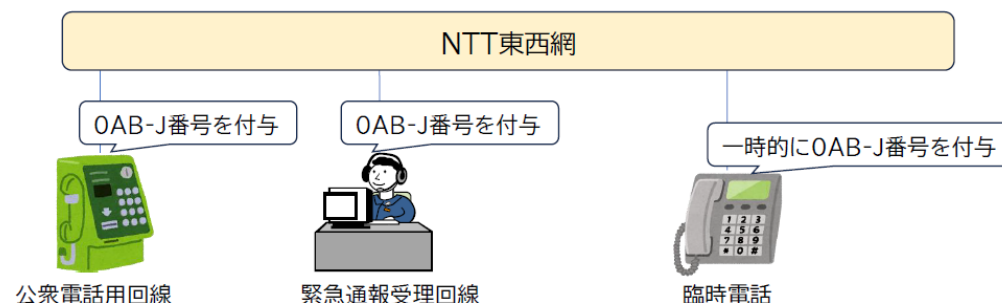
- NTT東日本・西日本が提供するメタルIP電話については、その提供区域に係るメタル収容装置にあらかじめ登録されている電話番号以外の電話番号の収容が不可能となっている。
- そのため、①他の事業者で指定を受けた電話番号を受け入れることや、②（仮に同一番号区画内であっても、）他のメタル収容装置による提供区域で使用されていた電話番号の受け入れが技術的に不可能。



<出典> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第34回）
資料34-9（東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社説明資料）から作成

■ 番号ポータビリティを行う必要がない場合の例

- 公衆電話や緊急通報受理回線には、利用者が意識をしないものの、固定電話番号が使用されている。また、臨時電話には、期間を区切った形で固定電話番号が付与されている。
- このようなケースについては、番号ポータビリティの必要性がないと考えられる。



<出典> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第34回）
資料34-9（東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社説明資料）から作成

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

(参考) 過去の情報通信審議会における答申

■ 情報通信審議会「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」一次答申（令和6年9月）

第3章 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について

- 事業者ヒアリングから、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、技術的に行えないケース及び番号ポータビリティに関するニーズがなく実施する必要がないケースの存在が確認できた。このため、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、実施の例外を認めることが適当である。
- なお、例外とするケースは様々存在することに鑑み、規定としては、例えば「特に総務大臣が認める場合を除く。」のように、特定のケースに言及しないことが適当である。

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

- 具体的には、下表のとおり、固定電話番号と付加的役務電話番号について規定の見直しを行う。
- 固定電話番号については、**電気通信事業者の相互間で番号ポータビリティを可能とすることを原則**としつつも、技術的な困難性、利用者への影響等を勘案し、**総務大臣が個別に例外を認めることができる**ものとする。
- なお、現在2で規定されているFTTHアクセスサービスと一体としてIP電話を提供する場合の番号ポータビリティの実施義務については、原則に溶け込むため、削除することとする。
- 付加的役務電話番号については、**0120/0800番号（着信課金機能）に限り、電気通信事業者の相互間で番号ポータビリティを可能とすること**とする。
- また、これに伴い、標準電気通信番号使用計画について、番号ポータビリティの実施に係る記載を要する電気通信番号種別に、0120/0800番号（着信課金機能）を追加する。
- なお、施行期日については、令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、令和7年2月1日を予定している。

番号種別	変更前の番号ポータビリティに係る規定内容	変更後の番号ポータビリティに係る規定内容
固定電話番号	- 令和7年1月末日までに、固定電話番号を使用する電気通信事業者（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティを可能とすること。 - 上記のほか、FTTHアクセスサービスと一体的に提供するIP電話については、卸電気通信役務の提供元・提供先間での番号ポータビリティは可能とすること。	- 固定電話番号を使用する電気通信事業者（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。 - ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。
付加的役務電話番号	（規定なし）	付加的役務電話番号（0120/0800番号に限る。）を使用する電気通信事業者（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

- 現在、音声伝送携帯電話番号としては、070/080/090からはじまる11桁の番号が使用されている。
- 060番号については、過去の情報通信審議会において、音声伝送携帯電話番号としての使用を見据え留保することとされており、また、これを適時適切に開放できるよう総務省において対応することとされていた。
- 今般、既存の070/080/090番号の指定状況を踏まえ、**060番号を音声伝送携帯電話番号に開放する**ため、規定の見直しを行う。

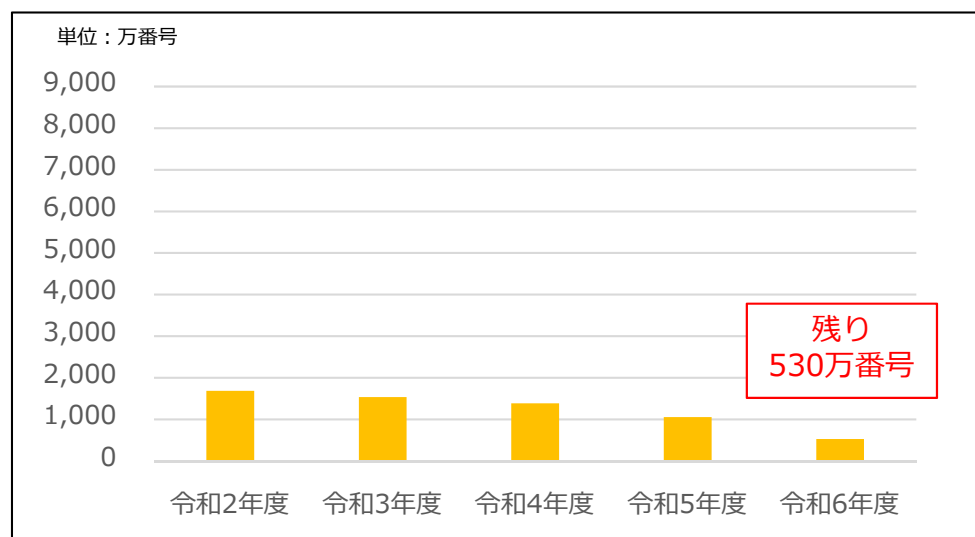
■ 携帯電話用の電気通信番号の変遷

時期	携帯電話	
	番号帯	番号容量
平成11年1月	090 + 8桁	9,000万
平成14年3月	080 /090 + 8桁	18,000万
平成25年11月	070 /080/090 + 8桁 ※070-[1~4,7~9]が携帯用（[5・6]はPHS用）	25,000万
平成26年10月	070/080/090 + 8桁 ※携帯電話・PHS間での番号ポータビリティ開始	27,000万

➡ 060番号の開放により、番号容量は36,000万になる。

■ 070番号の指定残数の状況

（令和6年9月末現在）



※080/090番号については全て指定済

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

(参考) 過去の情報通信審議会における答申等

■ 情報通信審議会「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申（平成27年12月）

- ・ 携帯電話番号（090/080/070）と隣接している060番号については、9,000万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要やM2M等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。

■ 総務省「IoT時代の電気通信番号に関する研究会」報告書（令和元年7月）

- ・ 直近の需要から試算した指定可能な番号が枯渇するまでの期間は約7年であり、ただちに具体的な検討を行う必要性はないと考えられる。
- ・ 各電気通信事業者においては、まずは14桁の020番号（020-0）を速やかに導入できるようシステム改修を進めるとともに、070/080/090番号の効率的な使用を図っていくことが適当である。
- ・ 総務省においては、070/080/090番号の使用状況を注視しながら、システム改修や利用者周知に要する期間等を踏まえ、指定番号数が070/080/090番号の番号容量のうちの相当数に達すると見込まれる時期以前（2年程度前）に、携帯電話番号用として060番号の開放時期等を検討することが適当である。

■ 情報通信審議会「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」答申（令和3年12月）

- ・ 当面、令和6年度までの間において、音声伝送携帯電話番号の割当てが逼迫する状況には必ずしもなく、近々、060番号を音声伝送携帯電話番号として位置づけ、制度を改正しなければならない状況にはないと考えられる。
- ・ このため、引き続き、需要の動向は注視していく必要があるが、今後、総務省において、060番号の開放が適時適切に行えるよう、電気通信市場の環境変化も踏まえながら対応していくことが適当である。

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

- 具体的には、下表のとおり、音声伝送携帯電話番号について規定の見直しを行う。
- **電気通信番号の使用に関する条件等については、070/080/090番号と同一とする。**
- また、本見直しに伴い、電気通信事業報告規則における音声伝送携帯電話番号の定義に060番号を追加する。
- なお、施行期日については、公布の日を予定している。

※ その他、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）についても、音声伝送携帯電話番号の定義に関する規定の整理を行う。

	変更前の音声伝送携帯電話番号に係る規定内容	変更後の音声伝送携帯電話番号に係る規定内容
番号構成	070/080/090 C D E F G H J K 総務省が電気通信事業者にCDEまたはCDEFの部分の番号を指定。※Cは0を除く。	060/070/080/090 C D E F G H J K 総務省が電気通信事業者にCDEまたはCDEFの部分の番号を指定。※Cは0を除く。
識別する電気通信設備又は役務	携帯電話またはPHSに係る役務に係る端末系伝送路設備及び利用者の端末設備等	（変更なし）
番号使用条件	- 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。 ※データ伝送役務及びSMSのみの用に供する場合を除く。 - 事業者相互間で番号ポータビリティが可能であること。 ※データ伝送役務及びSMSのみの用に供する場合を除く。 - MNOについては、基地局の免許等を受けていること。 - MVNOについては、ホストMNOと連携し役務提供できること。 - 音声呼の制御、加入者情報の管理・認証に必要な設備を設置すること。 - IMSIの指定を受けること。 - 使用する電気通信設備について自己確認を行っていること。 - 事業者間の網間信号接続を行うこと。	（変更なし） ※ 事業者間の網間信号接続については、「1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し」により、令和7年2月1日に規定の見直しあり。

